

競争参加者の資格に関する公示

「築城(5)庁舎新設機械工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示する。

令和5年11月13日

九州防衛局長
(公印省略)

1 工事名 築城(5)庁舎新設機械工事

2 工事場所 福岡県築上郡築上町

3 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。

- ・ 庁舎新設（鉄筋コンクリート造地上1階・地下1階建て／延べ面積 約1,800 m²）
に係る付帯機械工事 一式
- ・ 地下通路新設（鉄筋コンクリート造地下1階建て／延べ面積 約160 m²）
に係る付帯機械工事 一式

4 工期 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

5 参加表明書作成要領等の交付

(1) 交付期間 令和5年11月13日から令和5年11月22日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、9時から18時まで

(2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター
<https://www.dfeg.mod.go.jp>

(3) 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF、Word

図面類 : PDF

数量表等 : Excel

申請書類 : Word、Excel

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

(4) 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

(5) その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。詳細については、「企画競争に係る手続き開始の公示」（令和5年11月13日付支出負担行為担当官九州防衛局長）3(2)才による。

(6) 担当部局

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎
九州防衛局総務部契約課

TEL 092-483-8829 FAX 092-472-2345

メールアドレス ks-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp

(7) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6 競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出

(1) 提出期間 令和5年11月13日から令和5年11月22日までの行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで（12時から13時までの間を除く。）。ただし、最終日は、12時まで。

(2) 提出場所 上記5(6)に同じ。

(3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）、若しくは電子メールにより提出する。（電子メールにより提出する場合は、上記5(6)の担当部局へ電話連絡するものとする。）

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）で令和5・6年度資格審査申請の際に提出したもの（写し）

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記7(2)の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「企画競争に係る手続き開始の公示」に示すところにより交付する参加表明書作成要領の別紙様式と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者2又は3者の組合せとする。

ア 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「管工事」で級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ 防衛省競争参加資格の「管工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は1,000点以上であること。

ウ 申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、九州防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有する。

①代表者は、平成20年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、延べ面積1,000m²以上／（1棟当たり）の建物に係る機械設備工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、参加表明書作成要領による。）。ただし、代表者以外の構成員は、平成20年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、延べ面積500m²以上／（1棟当たり）の建物に係る機械設備工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、参加表明書作成要領による。）。

工事成績の評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

②代表者は、平成20年度以降公示日までに、完成・引渡しを完了した工事のうち、防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、延べ面積1,000m²以上／（1棟当たり）の建物に係る機械設備工事を施工した実績を有すること。ただし、代表者以外の構成員は、平成20年度以降公示日までに、完成・引渡しを完了した工事のうち、防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、延べ面積500m²以上／（1棟当たり）の建物に係る機械設備工事を施工した実績を有すること。

ただし、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事において、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとする。

イ 建設業法の管工事につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ 管工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、「管工事」に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

体も上記6により申請することができない。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「築城(5) 庁舎新設機械工事〇〇建設・〇〇建設・〇〇建設建設共同企業体」とする。
- (2) 当該工事に係る競争に参加するためには、見積合わせの時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「企画競争に係る手続き開始の公示」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。